

函館市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業のご案内

1 事業の開始 令和7年7月1日～

2 対象事業所

No.	対象事業所
1	介護保険制度に基づく訪問介護事業所
2	介護保険制度に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
3	介護保険制度に基づく夜間対応型訪問介護事業所

3 対象となる取組および補助金の額

No.	対象となる取組	補 助 金 の 額
1	■ 研修体制の構築 研修カリキュラムの作成, キャリアアップの仕組みづくり, 研修等の受講などの取組	1年度につき1事業所あたり 上限10万円
2	■ 介護人材・利用者確保のための広報活動 ホームページの開設・改修, 広報宣材の作成・配付などの取組	1年度につき1事業所あたり 上限30万円
3	■ 経験の短いホームヘルパー等への同行支援 経験年数の長いホームヘルパー等が経験年数の短いホームヘルパー等に一定期間同行し, 技能・技術の向上に向けた支援を実施する取組	30分未満の同行支援 1回につき3,500円 30分以上の同行支援 1回につき5,000円 (支援対象者1人につき30回を上限)

※希望する取組の内容について、対象の可否は個別にご相談ください。

4 申請手続き

3-1または3-2の取組を申請する場合	3-3の取組を申請する場合
・ 交付申請書 (別記第2号様式)	・ 支援計画書 (別記第1号様式)
・ 事業計画書 (別記第3号様式)	
・ 事業予算書 (別記第4号様式)	

5 取組の開始時期

3-1または3-2の取組	3-3の取組
・ 交付決定を受けた日 (申請から約2週間程度)以降	・ 支援計画書を提出後, 直ちに開始可能

6 取組完了後に提出が必要な書類

3-1または3-2の取組	3-3の取組
・ 実績報告書 (別記第6号様式)	・ 交付申請書 (別記第8号様式)
・ 事業実績書 (別記第3号様式)	・ 実績報告書 (別記第9号様式)
・ 事業決算書 (別記第4号様式)	

※3-3において、対象者が複数の場合の完了日はお問い合わせください。

7 補助金の交付

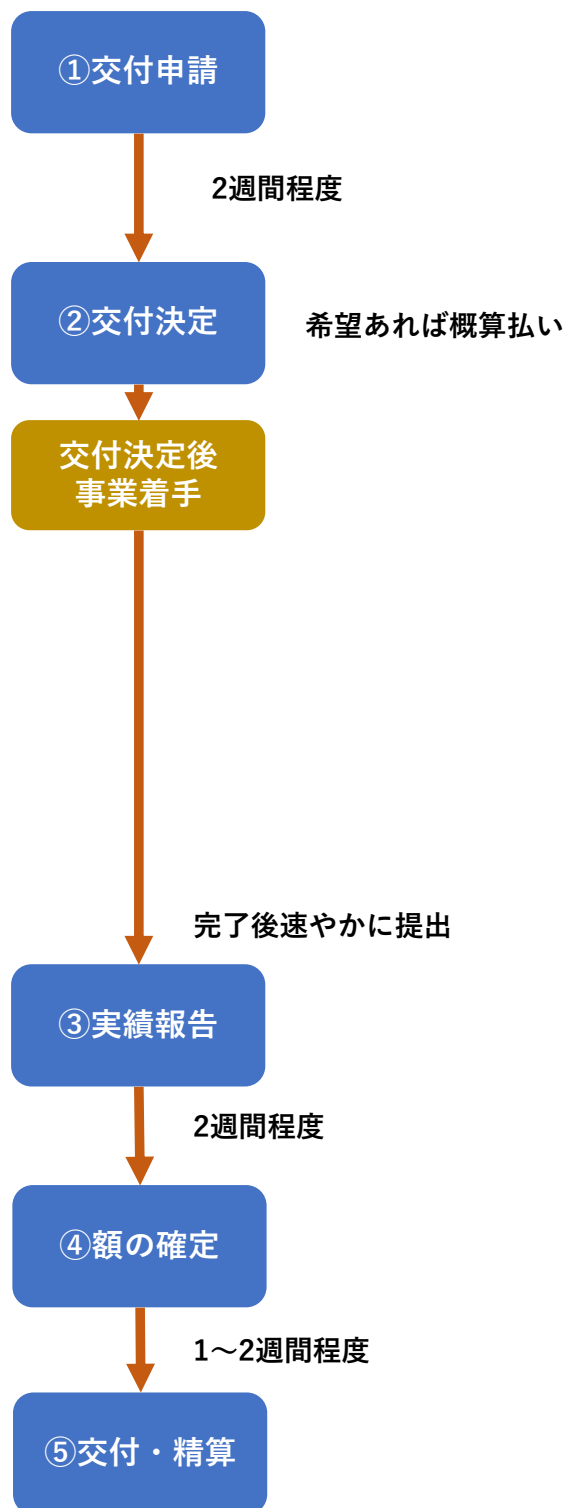
補助金は、市において6の書類を審査し、額の確定または交付決定後に支給となりますが、3-1または3-2の取組について、事業開始時に補助金の交付が必要な場合は別途ご相談ください。

※取組の内容によって、追加で書類等の提出を求める場合があります。

交付手続きに係る事務フロー

- ◆ 3つのメニューすべてを実施することも可能。
- ◆ 研修受講等，同一年度で複数の同一事業を実施する場合は，既に交付決定した額を控除した額を基準額とする。
- ◆ 函館市の他の補助金の交付を受けている場合は補助対象経費と認めない。（国等からの補助の場合はその額を控除）

■①研修体制の構築， ②介護人材・利用者確保のための広報活動



■③経験年数が短いホームヘルパー等への 同行支援

